

# 2026年の手形の 利用廃止

## 小切手の全面電子化へ

電子記録債権・  
振込への  
切替えはお早めに!

政府は「約束手形・小切手の利用廃止」の方針を示しております。これをもとに、産業界・金融界が連携して2026年までの手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。早期に電子的決済サービス<sup>(※)</sup>への移行をご検討ください。

(※)電子記録債権(でんさい等)とインターネットバンキング(IB)による振込



### お早めに電子的決済サービスへ移行しましょう!

#### ポイント ①

##### 政府は約束手形・小切手の利用廃止の方針

政府は、「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」との方針を示しています。

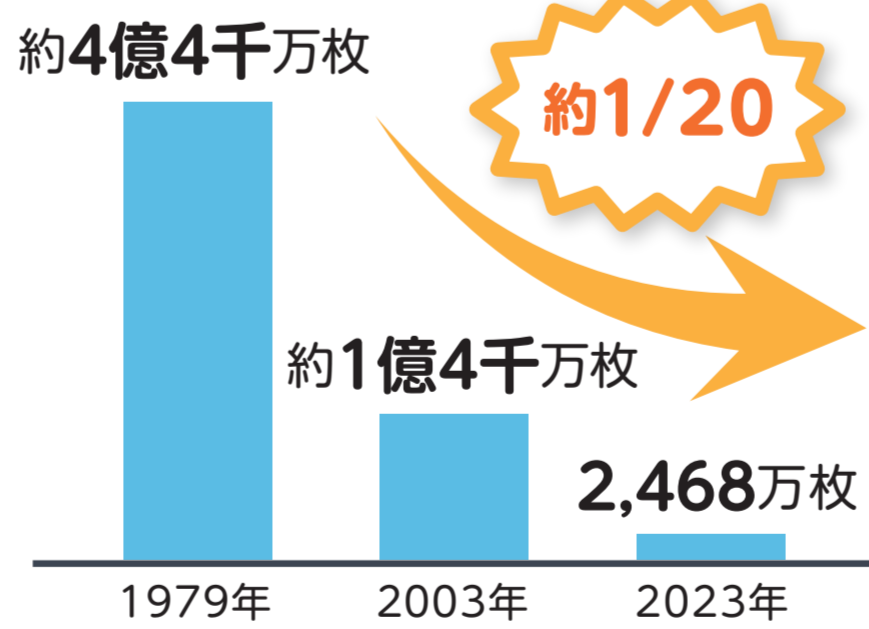


※「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(内閣官房)」より

#### ポイント ②

##### 手形・小切手の利用は毎年減少

手形・小切手の利用枚数はピーク時から約20分の1に減少しています。



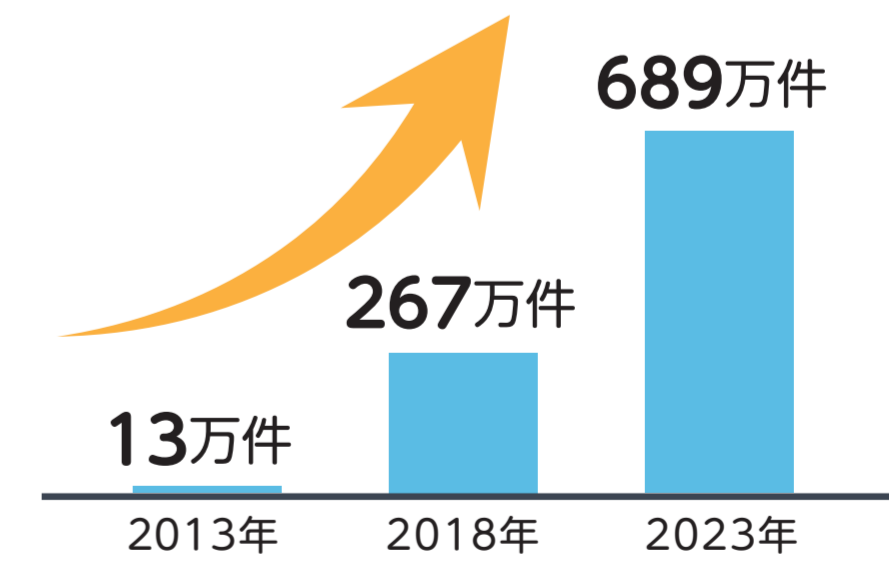
※「全国手形交換高」、「電子交換所における手形交換高」より(一部推計)

#### ポイント ③

##### 電子的決済サービスの利用は毎年増加

代替手段の1つであるでんさいの利用件数は年々増加しています。

■発生記録請求件数(手形の振出に相当)



※「でんさいネット請求等取扱高」より

金融庁  
Financial Services Agency

中小企業庁

日本商工会議所  
The Japan Chamber of Commerce and Industry

JBA 一般社団法人  
JAPANESE BANKERS ASSOCIATION  
全国銀行協会

SHINKIN 信用金庫

Shinkumi Bank  
信用組合  
しんくみ